

軍隊の行為規範としての「合理的な指揮官」基準の適用
—慣習国際法上の比例原則の観点からの一考察—

1. はじめに

赤十字国際委員会（以下、「ICRC」）が発行した『軍事作戦における国際法ハンドブック』によれば、軍指揮官は、武力紛争において攻撃する際、その攻撃に関して国際人道法上いくつかの制約が課せられていると述べられている¹。最も基本的な原則として区別原則があり、これは軍事目標のみを攻撃対象とし、それ以外のものは尊重し保護するというもので、目標を区別しない攻撃は無差別攻撃とされ禁止されている²。また、予防原則と呼ばれる義務も指揮官に課せられており、この原則は攻撃に先立つ軍事目標の選定から攻撃の実施に至るまで無差別攻撃を防止し文民と民用物への被害を最小限に抑える措置をとる義務とされている³。

さらに、国際人道法においては軍隊が攻撃を行う場合、たとえ攻撃対象が軍事目標であったとしても紛争当事者の攻撃が最終的に国際人道法上適法と考えられるのは、当該攻撃によって生ずる敵対行為に直接参加しない文民および民用物への付随的損害（collateral damage）が許容範囲内に抑えることができる場合と定められており、こうした考え方を比例原則と呼んでいる。この比例原則は、ジュネーヴ諸条約第1追加議定書（以下、「API」）第51条第5項(b)や第57条第2項(b)などにおいてその考えが反映されている。API第51条第5項(b)には下記の様に記述されており、こうした攻撃を比例原則違反、すなわち無差別攻撃と定めている⁴。

「予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらの複合した事態を過度に引き起こすことが予測される攻撃」

この様に比例原則は、攻撃によって直接得られる軍事的利益と予想される付随的損害を比較し、その均衡が保たれている限り国際人道法上適法であるとされ、その比較の考察は攻撃側の判断に任されている。そして、軍隊がこの様に禁止されている無差別攻撃の発生—過度な付随的損害の発生—を予測しながら、実際にそれを行った場合、API上における重大な違反行為と見なされるとされる⁵。国際刑事裁判所に関するローマ規程の第8条第2項(b)(iv)には比例原則の違反が戦争犯罪を構成することを明示しており、比例原則は既に慣習国際法の一部を形成していると考えられる⁶。

しかし、比例原則がこの様に慣習国際法として考えられる一方、この比例原則がどう解釈されて付随的損害を予測しその損害を評価するのかということについてコンセンサスは未だ存在していない。この点に関し、比例原則の判断は主観的な基準に基づくべきであるという主張から、客観的な基準を設けるべきであると主張するものまで存在しているのが実情である⁷。

そして、こうした複数の学説が存在する中において、この評価基準として「合理的な指揮官」基準とよばれる解釈が近年有力に主張されている。しかし、裁判規範として発達してきたこの基準が果たして、実定法上、指揮官の行為規範として用いることができるのかという点については未だ明らかとは言い難い。本稿では、この「合理的

な指揮官」基準が軍隊の指揮官にとって行為規範として用いることができるのかという点を問題認識として検討し結論を導いている。

2. 主観的基準と客観的基準—「合理的な指揮官」基準—の存在

上記で触れた通り、国際人道法では全ての戦闘員に対し、区別原則、比例原則、予防原則を負わせている。一般的に攻撃の可否を決定する軍隊の指揮官にとって比例原則に関する判断は、指揮官が軍事目標に対して攻撃を行うか否かを決定する重要な結節となっていることから⁸、この比例原則においていかなる評価基準が用いられるのかを明らかにすることは軍隊にとって重要な意義を有する。しかしながら、こうした攻撃時における検討の際、どのような比例原則の解釈から付随的損害の発生を予測して評価するのかということに関しては、下記に示した様な主張が対立しているのが現状である。

この点について、イザベル・ロビンソン（Isabel Robinson）とエレン・ノーレ（Ellen Nohle）は、この付随的損害の評価に関して、指揮官の主観に基づいて評価されるとする考え方がある一方、対照的に、評価にはある程度の客観性が必要であるという考え方が存在していると述べている⁹。同様に、エンツォ・カンニザーロ（Enzo Cannizzaro）も、慣習国際法の一部として考えられているこの比例原則について、主観的基準と客観的基準の二つの評価基準が存在していることを明らかにしている¹⁰。この様に慣習国際法上の比例原則の解釈には二つの基準が存在していると考えられるものの、主観的基準に従うべきか、客観的基準に従うべきかについて、明確な答えが存在していない¹¹。ICRCのAPIコメンタリーでは、API第57条第2項(a)(iii)について解説した箇所において、攻撃の評価にあたっては指揮官の主観的な要素がある程度あるとしつつ、その解釈は指揮官の常識と誠意の問題であると述べられ、あらゆる攻撃において指揮官は人道的考慮と軍事的利益を慎重に秤にかけなければならないと解説されている¹²。

こうした評価基準の内、主観的基準についてミヒャエル・ボーテ（Michael Bothe）が著書で説明している¹³。この基準は、付随的損害と軍事的利益の二つの変数のバランスから成立しており、比較困難な価値の評価を伴う。また、この分析には政治的、経済的、社会的要因などが含まれており、こうした定量化できない要因を考慮するため、判断は意思決定者の主観に依存せざるを得ない。ボーテは、比例原則における違反を起こさないため、紛争当事国は紛争の状況に適合した交戦規則を発行することにより作戦部隊の指揮官がその裁量を行使できる限度を明らかにしなければならないと述べている。また、この責任を果たすため図上演習などの訓練を行うなどにより比例原則を適切に判断する能力を養う必要があるとしている¹⁴。ボーテの説明に従えば、比例原則における主観的基準は指揮官個々人の経験に還元されるものとされ、複数の非定量的な考慮要素を踏まえて結論が導出されるものであり、このために熟練した判断能力が指揮官に求められることになると考えられる。

この様に、比例原則に関する主観的基準が主張される一方、より客観的な基準を比例原則の評価基準に据えるべきであるという立場が存在している。イアン・ヘンダーソン（Ian Henderson）とケイト・リース（Kate Reece）は、自身の論考において「合理的な指揮官」基準と呼ばれる評価基準について説明している¹⁵。ヘンダーソンとリ

ースによれば、この基準が、北大西洋条約機構（以下、「NATO」）が旧ユーゴスラビア連邦共和国に対して1999年に実施した爆撃において、国際人道法の重大な違反の事実を調査するために設立された委員会が作成した「ユーゴスラビア連邦共和国に対するNATOの行った爆撃を検討するために設立された委員会による検察官への最終報告書」の中において、比例原則の妥当性を評価する基準として採用されていると述べている。同報告書では、この「合理的な指揮官」基準について以下の様に記述されている¹⁶。

49. 比例原則を適用する場合、以下の問題が残る。
 - a) 得られた軍事的利益と非戦闘員の負傷、および、または民用物への損害にそれぞれ割り当てられる価値は何か。
 - b) 算出に何を含め、何を除外するのか。
 - c) その時間もしくは場所における測定の基準は何か。
 - d) 軍指揮官には、文民の死傷者や民用物への損害を抑えるために、軍隊を危険にさらす義務がどの程度あるのか。
50. これらの問題に対する答えは単純ではない。ケースバイケースで解決する必要があるかもしれないし、意思決定者の経歴や価値観によって答えが異なる場合がある。人権派弁護士と経験豊富な軍指揮官が、軍事的利益と非戦闘員の負傷に関して、同様の価値を割り当てることはあり得そうにない。さらに、異なる教義、戦闘経験、軍事史観を持った軍指揮官らが、似たような事例で常に同様の決定をするとは限らない。相対的な価値の決定は「合理的な指揮官」による決定でなければならない。

上記の通り、この報告書では「合理的な指揮官」基準を採用し、軍隊の指揮官に対してパラグラフに示されている項目を評価に踏まえることを要求しており、一定の注意義務を課した客観的基準を採用していることが分かる。黒崎将広は、この「合理的な指揮官」基準について、比例原則を適用する際、合理的に情報を十分に知らされた指揮官が攻撃から生じる過度の被害を利用可能な情報を合理的に用いて予見することができたかどうか重要であると述べている¹⁷。この基準に関しては上記報告書以外でも、ヒューマンライツウォッチが作成した『主張：殺人ロボットの危険性と先制禁止の必要性』や¹⁸、ハーバード大学の人道政策・紛争研究プログラムが作成した『航空・ミサイル戦争に適用される国際法に関するマニュアル』においても採用されている¹⁹。

また、この基準は既に裁判規範として採用されている。1992年にボスニアのセルビア人勢力によるサラエボ市の軍事包囲に関係したガリッチ将軍の国際人道法の違反について旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（以下、「ICTY」）で争われた「ガリッチ事件」の判決文にもこの基準があらわれている。そこではまずパラグラフ57において、無差別攻撃の禁止はすべての武力紛争に適用される慣習国際法上の規則を反映しているとした上で、パラグラフ58において「ある種の無差別攻撃は比例原則に違反し...攻撃が比例的であったかどうかを判断するにあたっては、実際の加害者の状況において、合理的に十分な情報を得た者が、入手可能な情報を合理的に利用し、その攻撃に

よって過度の文民の犠牲が生じることを予期し得たかどうかを検討する必要がある」²⁰と述べられ、慣習国際法上の比例原則の解釈として「合理的な指揮官」基準が裁判規範として採用されている。ヘンダーソンとリースは様々な場所においてこの「合理的な指揮官」基準が採用されている事実に言及し、この「合理的な指揮官」基準が有力な比例原則の評価基準であると主張している²¹。

しかし、この「合理的な指揮官」基準が慣習国際法上の比例原則の評価基準として存在していると有力に主張される一方、黒崎は裁判規範として定式化された当該規範を行為規範としてどこまで戦場の指揮官に説得的に提示することができるのかについて懸念を示している²²。同様の問題認識はイェルーン・ヴァン・デン・ブガード

(Jeroen van den Boogaard) も述べており、「合理的な指揮官」基準は司法における法理として導入されたものであることを想起する必要がある、指揮官の行為規範として実質化できるかどうかは検討の余地があるとしている²³。

尾高朝雄は、法とは社会規範（行為規範）と裁判規範の二重の規範を兼ね備えたもののことであるとし²⁴、そうした観点からすると、国際法は国内法に比べて著しく発達が遅れていると述べている²⁵。この点に関し、田畑茂二郎は国際法の性質について、国際社会が十分に組織化されていないためそれを反映して分権化された性格をもっていることが否定されえないと断った上で、しかし、国際法についても法的な規範の性質を有していると明らかにしている²⁶。そして、実定法のみを法とする法実証主義が現代の国際法学において支配的な考え方とされていることを踏まえると²⁷、厳密に両規範を備えている国際法は条約と慣習国際法に限定される²⁸。然るに本稿において検討する慣習国際法上の比例原則についても、この方法論に従えば、行為規範と裁判規範の両規範を備えていると考えることができる。以上を踏まえると、ICTYなどを通じて発達してきた慣習国際法上の比例原則の解釈である「合理的な指揮官」基準という国際刑事法における解釈が、国際人道法を実際に取り扱う軍隊の指揮官の行為規範として用いることができるのか—国際人道法の分野に国際刑事法の解釈を持ち込むことができるのか—という点に本稿の問題が所在しているのではないかと考えられる。

過去にも、第二次世界大戦後の戦犯裁判でみられるようになった「上官の不作為責任」が、APIにおいて明文規定として設けられた例があり²⁹、国際刑事法で発達した考えを国際人道法の分野へ持ち込むこと自体は可能なことであると考えられる。このため、本稿において、実際に国際人道法を適用して軍事作戦を遂行する軍隊の指揮官に対し、「合理的な指揮官」基準を軍隊の行為規範として用いる国が現れ始めており、また、その解釈を用いることが軍隊のメリットにもなるということが明らかにできれば、軍隊の指揮官の行為規範として用いれる可能性を示すことになり、国際刑事法において発達したこの解釈もまた、国際人道法の分野へ持ち込むことが可能になるのではないと思われる。

以上の様に、近年、客観的基準として「合理的な指揮官」基準が有力説として唱えられているが、裁判規範として発達したこの「合理的な指揮官」基準が実際の軍隊の指揮官に行為規範として用いることができるのかは明らかではない。そこで本稿では、この「合理的な指揮官」基準という解釈が、実際に軍事行動に従事する軍隊の指揮官の行為規範として用いることができる—国際刑事法の分野の解釈を国際人道法の

行為規範に持ち込むことができる一のかという点を問題認識とし、以下において明らかにしたいと思う。

このため、以下では二つの観点からの分析を行う。まず次節では各国軍隊のマニュアルなどの分析を行い、各国軍隊がこういった解釈を採用しているのかを明らかにする。各国のマニュアルなどの分析を通じて「合理的な指揮官」基準を採用している国が既にあれば、軍隊の指揮官の行為規範として用いることができることの論拠の一つになるのではないかと考えられる。続く節では主観的基準と「合理的な指揮官」基準とを定量的に比較し、何れの基準が軍隊の指揮官にとって有効であるのかについて分析する。「合理的な指揮官」基準を用いた場合の方がより付随的損害の発生を抑制しながら軍事目的を達成できるメリットがあると言えれば、その解釈を用いるインセンティブが軍隊の指揮官に作用するため、軍隊の指揮官にとって用いることができるのではないかと思われる。こうしたこれまでの先行研究にはなかったそれぞれの分析を踏まえて、「合理的な指揮官」基準は軍隊の指揮官に用いることができるのかどうかについて明らかにし、本稿の問題認識に対する結論を導きたいと思う。

3. 各国軍隊における比例原則の評価

前節で見てきた様に、比例原則には二つの学説が存在していることを確認したが、では、いずれの評価基準が各国軍隊において実際に採用されているのであろうか。取り分け、近年有力に主張されている「合理的な指揮官」基準—軍事目標への攻撃の際、その状況において得られる全ての情報に基づいて検討した結果、過度に文民や民用物への付随的損害が発生しないと合理的に予見したか否か—は各国にどの様に扱われているのであろうか。本節では、まず、各国軍隊のマニュアルなどの状況を分析して、この基準が行為規範として用いることができるのかを明らかにする。

(1) 米国の『戦争法マニュアル (Law of War Manual) 』

まず米国であるが、国防総省が発出している『戦争法マニュアル』において「合理的な指揮官」の基準が採用されていることが確認できる。まず、パラグラフ

5.10.2.1「比例原則の決定を行う権限の必要性」の項目では「比例原則の判断には、通常、軍事作戦に対する権限を必要とする。例えば、攻撃によって得られる軍事的利益を評価するには、攻撃側が採用している戦略の理解、または、攻撃が行われる戦略・作戦状況についての情報を知ることが必要になる」と述べられ、指揮官が比例原則を適切に評価するには軍事行動に関する情報を十分に理解しておく必要があることを示している³⁰。

そして、次のパラグラフ5.10.2.2「比例原則の判断のための『合理的な指揮官』基準」の項目では、「指揮官は、予想される軍事目標の軍事的重要性と、文民の付随的損害が過大にならないと予想される理由を説明できなければならない」と述べられ、米国が明らかに「合理的な指揮官」基準を採用しているということがわかる³¹。こうしたことから、米国においては「合理的な指揮官」基準を指揮官の行為規範に据えていると思われる。

(2) 英国の『武力紛争法統合マニュアル (JSP 383 The Joint Service Manual of the Law of Armed Conflict) 』

次に英国であるが、国防省が発出した『武力紛争法統合マニュアル』を分析する

と、比例原則を適用する場合「起こりうる文民の犠牲を、攻撃によってもたらされると予想される軍事的利益と比較衡量しなければならない。…比例原則の適用は必ずしも単純ではない。文民への危険を最小限に抑える攻撃方法が、攻撃部隊への危険を増大させる場合もある。攻撃側が受け入れなければならない危険の程度について、法は明確ではない」と述べられている³²。この箇所を読む限りでは、どのような評価基準を採用しているのかについて明確ではない。

しかし、「攻撃を計画または決定する者は指揮官であり、軍事目標を確認し、付随的損害を減らすための措置を講じ、比例原則に反する攻撃を抑える義務がある」と述べられ³³、「攻撃の計画、決定、実行に責任を負う指揮官がその責任を果たしたかどうかを検討する際、指揮官が関連する時点において入手可能な情報の評価に基づいて」³⁴判断したかどうかを検討しなければならないと示されている。このような記述を読む限り、英国が「合理的な指揮官」基準を明確に採用してはいないものの、それに近い基準を採用していると思われる。

(3) フランスの『軍事作戦法マニュアル (Manuel de Droit des Opérations Militaires)』

2022年にフランス国防省は新たに『軍事作戦法マニュアル』を発表している。このマニュアルでは「比例原則は、文民や民用物に対する付随的損害の影響に関するものである。このような付随的損害は、軍事目標の近接性、使用される兵器の精度、標的とされる軍事目標の性質など、多くの要因に関連している。これらの要因はすべて攻撃前に考慮されなければならない。文民に対する付随的損害は、予見可能であれば、直接的であるか間接的（または連鎖的）であるかにかかわらず考慮されなければならない」と述べられ、「攻撃の比例性は、入手可能な情報に照らして、攻撃によって予見される損害と、攻撃によって予想される具体的かつ直接的な軍事的利益とを比較し、ケースバイケースで評価される」³⁵と示されている。

さらに、「ICTYは、攻撃が比例的であったかどうかを判断するためには、攻撃者が状況について十分な知識を持っていたかどうか、また攻撃時に入手可能な情報を十分に利用したかどうかを評価する必要がある、それによって攻撃によって文民に過度の損害が生じることを予見すること」³⁶と「ガリッチ事件」の判決を引用して説明している。こうしたことから、フランスが「合理的な指揮官」基準を採用しているとは言えないものの、それを参考にしていることがわかる。

(4) ドイツの『ドイツ武力紛争法マニュアル (Law of Armed Conflict – Manual –)』

ドイツ連邦国防省は2013年に『武力紛争法マニュアル』を発出している。そのマニュアルの中において比例原則について述べられており、そこでは「武力紛争法で承認されている比例原則は、常に遵守されなければならない。すなわち、軍事目標に対する攻撃であって、予想される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較で過剰となるような、付随的な文民の殺傷、民用物の損害、または、これらの複合を引き起こすと予想されるものは禁止される」と示されている³⁷。

また、「攻撃において、責任ある指揮官は、軍事目標を攻撃する前に、以下の予防措置をとらなければならない」と述べられ、「文民の付随的損害を回避し、いかなる場合でも最小限に抑えることを念頭に置いて、攻撃の手段と方法を選択すること」、「予想される具体的かつ直接的な軍事的利益に比して過大な文民の付随的損害をもたらすと予想される攻撃を行わないこと」などが示され、「攻撃の決定は、

その時点で入手可能なすべての情報に基づいて下されなければならない」とされている³⁸。

この様に、ドイツのマニュアルでは明確に「合理的な指揮官」基準が採用されてはいない。しかし、ドイツでは、入手可能な情報に基づいて予想される付随的損害が過度になると結論が得られる場合、指揮官は攻撃を行ってはならないと述べられており、英国同様、「合理的な指揮官」基準に近い基準を採用していると思われる。

(5) オーストラリアの『オペレーションシリーズ ADDP 3.14 ターゲティング (Operations Series ADDP 3.14 Targeting)』

オーストラリア国防省は2009年に『オペレーションシリーズ ADDP 3.14 ターゲティング』を発出している。このマニュアルにおいても比例原則について述べられており「この原則は、司令官に対し、攻撃の成功から生じる軍事的利益と、文民や民用物への影響とを比較衡量するよう求めるものである。比例の判断は最終的には指揮官の問題であるが、可能な限り、この判断は指揮官の法律顧問から得た助言を受けて行われるべきである」と述べられている³⁹。

そして、「攻撃の計画、決定、実行に責任を負う指揮官は、関連する時点で入手可能なすべての情報源から得た情報に基づいて評価を行わなければならない。オーストラリアは、APIに対する解釈宣言（特に第51条から第58条を含む）において、この立場を明らかにしている」と明らかにしている⁴⁰。またこの他にも、このマニュアルにおいては軍事目標に対する攻撃実施の手続きについて詳細に定めており、付随的損害を客観的に評価しようとしていることがうかがえるが、「合理的な指揮官」基準を明確に採用してはいない。

(6) カナダの『作戦・戦術レベルにおける武力紛争法 (The Law of Armed Conflict at the Operational and Tactical Levels)』

カナダ軍法務は2001年に『作戦・戦術レベルにおける武力紛争法』を発出している。このマニュアルにおける記述では「比例原則が尊重されているかどうかを判断する際、測定の基準となるのは、軍事目的全体に対する予想される貢献である。予想される軍事的利益は、文民や民用物への影響などと均衡を保たなければならない」と記述されている⁴¹。

そして、「司令官、計画立案者、幕僚は潜在的な軍事目標が合法的な目標であることを確認するために、実行可能なすべての措置を講じることが求められる。…要求される注意義務が満たされたかどうかを判断するテストは客観的なものであり、指揮官、計画立案者または幕僚は、その状況において合理的な人物ならしたであろうことを実行したかという基準を踏まえる」と示されている⁴²。

この様に、カナダでは比例原則の評価基準が客観的基準でなければならないと明らかにしており、その際の基準は、「合理的な指揮官」基準に極めて近い内容の評価基準を用いていることがわかる。

(7) ノルウェーの『ノルウェー武力紛争法マニュアル (Manual of the Law of Armed Conflict)』

ノルウェー国防省が2013年に発出した『武力紛争法マニュアル』では、比例原則の評価について「比例評価に含まれるのは文民の損害のみであり、敵の軍事力に与

える損害は含まれない。予想される文民の損失と損害を評価する場合、まず、文民の数やその地域に関する情報、兵器の種類によって通常引き起こされる損害の範囲に関する一般的な知識、その他の合理的に入手可能な情報などに基づいて、合理的に予見可能とみなされる損害に焦点が当てられる。予想される付随的損害のみが評価に含まれる。言い換えれば、攻撃の比例性は、攻撃時に入手できなかった情報から評価することはできない⁴³⁾と示されている。

そして、「比例評価の第一義的責任は…司令部レベルにある。このような評価には、とりわけ、状況および作戦の両方を効果的に概観することが必要である。…状況が変化したり、計画とは異なることが判明したりした場合に、攻撃を中断または中止する責任を負う⁴⁴⁾とされている。

こうした記述を踏まえると、ノルウェーでは比例原則の評価に関し、当時入手し得る情報に基づいて、過度に付随的損害が発生するか否かを合理的に予見しなければならないとされており、また、その評価も状況が変化した場合には修正しなければならないとされている。こうしたことから、このマニュアルでは「合理的な指揮官」基準を明確に採用していないものの、それに近い内容の評価基準を採用していると考えられる。

(8) デンマークの『デンマーク軍国際法軍事マニュアル (Military Manual on international law relevant to Danish armed forces in international operations)』

デンマーク国防省は2016年に『デンマーク軍国際法軍事マニュアル』を発出している。この中において比例原則の評価について「付随的被害と軍事的必要との比較は、入手可能な情報の事実に基づく評価に基づいて、誠実に行われなければならない。…付随的被害と軍事的必要は数学的に計算することができず、比較することが困難な場合が多い。比較は難しいが、何が過度であるかは通常認識できるだろう」と示されている⁴⁵⁾。

そして、このマニュアルの第8章第4節にある「軍事目標と付随的損害の検証」の項目において、付随的損害を評価する際、「その評価は客観的な根拠に基づいて行われなければならないが、多くの場合、指揮官の見積もりに依存する。重要な問題は、指揮官が、そのような状況において、職業的に合理的な指揮官であれば誰でも下すであろう決定を下しているかどうかということである⁴⁶⁾と述べられており、「合理的な指揮官」基準をデンマークが採用していることがうかがえる。

(9) イスラエルの『ガザでの作戦:事実と法的側面 (The Operation in Gaza: Factual and Legal Aspects)』

イスラエルは2009年7月に、2008年12月から2009年1月にかけてイスラエル国防軍がガザで行った軍事作戦に関する様々な事実と国際法上の問題について検討した『ガザでの作戦:事実と法的側面』を発出している。そのパラグラフ123において、「国際法は、攻撃決定時に入手可能であった情報に基づき、合理的な指揮官の立場から比例原則を評価する必要性を確認している。さらに、この評価は、明らかとなった情報に基づいて後的に判断されるものではなく、その判断が下された時点における予見可能性に基づいた評価である。このような観点は、条文に予期されたという言葉が使われていることや、APIを批准する際に多くの国が行った宣言からも確認できる」と示されている⁴⁷⁾。

(10) ロシアの『ロシア連邦軍のための国際人道法マニュアル (Manual on International Humanitarian Law for the Armed Forces of the Russian Federation)』

(11) 小 括

表1

9

の分析から判断を下すのはなお尚早であると思われるものの、米国をはじめとした複数の国において「合理的な指揮官」基準がマニュアルで採用されている事実から、国際刑事法において発達してきたこの解釈を軍隊の指揮官の行為規範として用いることができると言えるのではないかと思われる。

4. 主観的基準と「合理的な指揮官」基準の比較

前節では「合理的な指揮官」基準が、複数の国のマニュアルに受け入れられており、軍隊の指揮官の行為規範として用いることができるのではないかと思われた。しかし、実際にこの解釈を用いて付随的損害を予測したとして、その結果、主観的基準を用いた場合と比べて付随的損害の発生の結果に差がないのであれば、敢えてこの解釈を行為規範として用いる必要性は小さい。いずれの解釈に立って予測を立てようが、結果が変わらなければ、解釈を巡る法学上の対立は軍隊の指揮官からは等閑視されるおそれがあると思われる。だが、「合理的な指揮官」基準を適用することによって、より付随的損害の発生を抑制しながら軍隊の作戦を遂行し得るのであれば、軍隊がこの基準を用いるインセンティブが作用すると考えられる。なぜならば、軍隊にとって文民を大量に殺傷することのデメリットは大きく、より少ない文民の犠牲で軍事作戦の目的を達成するに越したことはないからである⁵²。米軍は文民の犠牲の発生を抑制させることが軍事作戦の成功の要因であると考えており⁵³、実際により文民の犠牲の発生を抑制し得る比例原則の解釈の方が軍隊の指揮官には望ましいと思われる。

そこで、本節ではこの「合理的な指揮官」基準と主観的基準とを比較して、「合理的な指揮官」基準が比例原則の適用において、主観的基準よりも有効に作用し得るかどうかについて検討する。この際、有効に作用するか否かという評価は、何れがより少なく文民の犠牲を抑えて軍事作戦の目的を達成しているのかという観点から評価する。この分析の結果、「合理的な指揮官」基準が主観的基準よりも有効である—より少なく文民の犠牲を抑えて軍事作戦の目的を達成できている—ことが明らかになれば、「合理的な指揮官」基準はその有効性ゆえに軍隊の行為規範として用いられる可能性が高いと考えられる。以下において示す実際の付随的損害の発生の結果から、上記の意味での有効な解釈が「合理的な指揮官」基準であるならば、軍隊の指揮官はこの解釈を用いて付随的損害の予測を行うことになり、そうなれば、この解釈に基づく国家実行が将来的に蓄積され、この基準が慣習国際法上の比例原則の解釈として形成される可能性が高いと考えられることになる。

以下では、ロシアとイスラエル、米国の3つの国を取り上げて上記の検討を行う。主観的基準を採用しているロシアと、「合理的な指揮官」基準を採用しているイスラエル、米国との国家実行を比較し、何れの基準がより少なく文民の犠牲を抑えて軍事作戦の目的を達成しているのかを明らかにする。

(1) ロシア軍の攻撃における文民の犠牲の状況

主観的基準を採用しているロシアは、2015年からシリア内戦に介入を始めている⁵⁴。ロシア軍はこの内戦においてシリア全土で大規模な空爆を実施しており、多数の文民が巻き込まれていると言われている。ロシア軍はテロリストのみを攻撃していると主張しているものの、多数の文民や民用物がロシア軍の空爆などに巻き込まれているとされる報道がなされている⁵⁵。

こうしたシリア内戦におけるロシア軍の攻撃での文民の被害について、アムネスティ・インターナショナルは独自に調査を行っており、2015年12月に調査結果をレポートで明らかにしている。その調査によれば、2015年9月から12月にかけてシリアの5つの州で起きた25件以上の攻撃を調査し、目撃者などから検証を行い、その結果、少なくとも200人の文民と約10人の戦闘員が死亡したことを明らかにしている⁵⁶。このレポートの内容が正しければ、ロシア軍は相手の戦闘員を1名殺害する度、20名近くの文民を犠牲に巻き込んでいることとなる。この様なシリアでのロシア軍の攻撃によって多数の文民が巻き込まれているという事実は多数報告されており、その中には、ロシア軍のクラスター爆弾が人口密集地域において使用されているとの報告も存在している⁵⁷。

この他にも、シリアにおけるロシア軍の攻撃による文民や民用物に対する被害の大きさは他の研究機関によっても報告されている。米国の中東研究所（Middle East Institute）は、2020年にシリア内戦の当事国の攻撃による文民死者の発生について調査している。調査によれば、2019年9月から2020年11月までにシリア北東部で実施された空爆と砲撃の実行国の割合は、シリア政府軍によるものが全体の72パーセントを占め、ロシア軍は全体の17パーセントに留まっていたにもかかわらず、文民死者の原因の割合では、シリア政府軍によるものが全体の52パーセントである一方、ロシア軍によるものが全体の39パーセントを占めていた。同研究所は、こうした数値から、ロシア軍は重大な付随的損害を引き起こしている可能性が高いと指摘している⁵⁸。

また、こうしたロシア軍の攻撃による文民に対する被害の大きさについては、シリア内戦以外でも報告されている。ロシアは、2022年2月よりウクライナとの間で武力紛争を行っているが、この武力紛争では、ウクライナの文民が多数犠牲となっており、そうした状況を国連の人権高等弁務官事務所が調査している。調査によれば、2022年2月24日から2023年6月30日までの文民の犠牲の状況が示されており、この間に、ウクライナの文民が9177人殺害され、15993人負傷したことを明らかにしている⁵⁹。この点について、米国の調査団体である武力紛争の位置と事案のデータプロジェクト（ACLED）が英国の報道機関であるBBCと共同してウクライナにおける犠牲者に関し、2022年7月に分析を発表しており、その発表では、ウクライナでの紛争犠牲者の3分の1以上がロシア軍の攻撃に巻き込まれて殺害された文民であることが明らかにされている⁶⁰。

さらに、英国の調査団体であるエアウォーズ（Airwars）がこのウクライナにおける武力紛争を調査しており、その調査の中で、2022年2月24日から5月13日までの間にハリコフにおけるロシア軍の攻撃による犠牲者の割合を明らかにしている。この調査ではロシア軍の攻撃によって犠牲者が発生した200件の事案が分析されており、この事案の94.5パーセントが文民の犠牲者で占められ、残りの5.5パーセントが戦闘員や軍事目標であったとされている。この調査によれば、軍事目標の破壊と文民の被害の割合が概ね1対20となっており、上記したシリア内戦においてアムネスティ・インターナショナルが明らかにした戦闘員と文民の被害の割合に近い数値を示している⁶¹。

以上を踏まえると、ロシア軍は武力紛争において多数の文民の付随的損害を発生

させている可能性が高く、シリア内戦に至っては戦闘員対文民の死者の割合が1対20にまで数値が達していた可能性がある。この死者の割合が軍事的目的を達成するために必要であったならば、比例原則に違反していると判断することはできないが、主観的基準を採用している国が武力紛争においてどの程度の付随的損害を発生させるのかを理解するための重要な数値であると思われる。

(2) イスラエル軍の攻撃における文民の犠牲の状況

イスラエル軍はガザ地区において度々ハマスなどの武装集団と衝突しており、複数の機関がこの武力紛争について調査している。2014年7月から、イスラエル軍は「境界防衛」作戦（Operation Protective Edge）をガザ地区において実施しており、同年8月26日まで実施されたこの作戦に関し、国際連合人道問題調整事務所はこの紛争における犠牲者について調査している。調査によれば、イスラエル軍の攻撃により、ガザ地区の文民が1648名殺害されていることが明らかにされている。この間の武装集団の犠牲者の数は479名であり、武装集団と文民の犠牲者の割合は概ね1対3.4となっている⁶²。

この作戦における犠牲者に関しては、イスラエル外務省も調査結果を報告書としてまとめており、報告書では、2125名のパレスチナ人がこの紛争で死亡し、その内、全体の44パーセントが武装集団で、文民は全体の36パーセントであったとされている。残りの20パーセントは未分類であるとされる。この報告書に従えば、武装集団と文民の犠牲者の割合は概ね1対1となる⁶³。

この他にも、2021年にはハマスなどの武装集団によるイスラエルに対するロケット弾攻撃に対し、同年5月10日から21日までの11日間にわたり、イスラエル軍は「壁の守護者」作戦（Operation Guardian of the Walls）を実施し、ハマスなどの武装集団を攻撃している。この紛争に関しても前出のエアウォーズは調査しており、その調査をまとめた報告書の中では、「約1,500回に及ぶイスラエル軍の空爆と砲撃は、武装勢力、武器、インフラを標的とし、イスラエル軍は100人の武装勢力を殺害したと発表した。エアウォーズは、現地で報告された128件の文民被害を確認し、その間に最大214人の文民が死亡したとされる。現地の報告に基づく我々の現在の理解では、151人から192人の文民がイスラエル軍の攻撃によって殺害された。さらに612人から847人のパレスチナ人が負傷し、その多くが重傷を負った」と記述されている⁶⁴。この調査の内容を踏まえれば、武装勢力の殺害に対して文民の死者の割合は概ね1対2であり、文民の負傷者をこれに含めると最大で1対10にまで文民の被害の値が上昇する。

以上を踏まえると、イスラエル軍は武力紛争において「合理的な指揮官」基準を適用して戦闘を行っていたと考えられるが、イスラエル軍の攻撃によって発生した相手の武装集団と文民の被害の割合については概ね1対1から最大で1対10の値を示しているということが分かる。

(3) 米軍の攻撃における文民の犠牲の状況

米国は、2000年代より自国軍隊を使用して標的殺害と呼ばれる攻撃方法によってテロリストを殺害している。この標的殺害に関して2010年に国連人権高等弁務官事務所が作成した『超法規的または恣意的な処置に関するフィリップ・アルストン報告書：補遺』の定義に基づく⁶⁵、「攻撃側が事前に特定した個人、または、複数

人に対し、意図的かつ計画的に殺傷力を行使することである」とされ、米国はこの方法により、アフガニスタンなどにおいてテロリストに対して軍事力を行使してきた。

こうした攻撃において発生している文民の犠牲の状況に関して、複数の米国のNGOが調査を行っている。2011年にパキスタンで行われた米国の標的殺害に関して、New America Foundation（以下、「NAF」）、Long War Journal（以下、「LWJ」）、Bureau of Investigate Journalism（以下、「BIJ」）、Columbia Law School's Human Rights Clinic（以下、「CHRC」）がそれぞれ調査を行い、その調査に基づく文民の犠牲の状況をまとめたものが表2となる⁶⁶。

表2

区 分	NAF	LWJ	BIJ	CHRC
戦闘員の死者	303 – 502	405	—	330 – 575
文民の死者	57 – 65	30	52 - 146	72 – 155
不 明	32 – 37	—	—	—
全体の死者	392 – 604	435	447 - 660	456 – 661
死者全体における文民の割合	9% - 17%	7%	8% - 33%	11% - 34%

上記の数値を見ると、米軍の攻撃によって殺害された死者の内、少なくとも7パーセントから最大で34パーセントの割合で文民の死亡が発生していたことが分かる。標的殺害という、ある特定の軍事目標に標的を絞った特殊な方法で米軍がテロリストを殺害した結果であるが、現代の武力紛争においてどの程度まで文民の犠牲を抑制して軍事作戦の目的を達成できるのかを理解するための数値を示していると考えられる。

(4) 小 括

以上で見た様に、シリア内戦などにおいて、ロシア軍は相手の戦闘員を攻撃する際に、その約20倍の文民の犠牲を発生させていた可能性が高い。一方、イスラエル軍はガザ地区における武力紛争において、武装集団を攻撃する際に、最大で約10倍の文民の犠牲を発生させていた可能性がある。米軍は標的殺害と呼ばれる方法でテロリストを殺害しており、標的の殺害と文民の犠牲の割合は最大で約1対0.4である。

これらの国の状況を比較すると、主観的基準を採用するロシアよりも「合理的な指揮官」基準を採用するイスラエルや米国の文民の犠牲の割合の方が低いことが分かる。ロシアとイスラエル2ヶ国の文民の犠牲の割合では、ロシアはイスラエルより約2倍もの犠牲を文民に対し被害を与えている。米国との比較に至っては、標的殺害という特殊な方法を差し引いて見ても、約50倍もの差があり、ロシア側の文民の犠牲の大きさが目立つ。こうしたことから、主観的基準よりも「合理的な指揮官」基準の方がより少ない付随的損害で軍事的目的を達成することができる可能性が高いと言えるのではないと思われる。

この様な主張に対し、米軍やイスラエル軍がロシア軍よりも高度な技術水準の兵

器を使用しており、兵器の技術水準の差がこうした結果の差を生んでいるとの批判が有り得ると思われるが、ロシアは米国に次ぐ主要な兵器輸出国であり、現代の国際社会において他国と遜色のない技術水準の兵器を製造していると考えられる。このため、ロシア軍が技術水準の低い兵器を使用している結果、イスラエルや米国との間にこうした差を生み出しているとは考えにくい⁶⁷。敵対行為の手段にこうした結果の差を生み出す原因があるというよりも、敵対行為の方法に文民の犠牲を大きくさせてしまう原因があると考えることが妥当であると思われる。そして、ロシアは何れの紛争においても軍事目標のみを攻撃していると主張し⁶⁸、かつ、米国、イスラエル、ロシアの予防原則に関するマニュアル上の記述の内容に大きな差が見受けられないことを踏まえれば⁶⁹、文民の犠牲の大きさに差が開いているのはロシア軍の比例原則の適用に原因があるのではないかと推測される。

こうした検討を踏まえると、主観的基準を適用して戦う軍隊よりも、「合理的な指揮官」基準を適用して戦う軍隊の方がより少ない文民の犠牲で軍事作戦の目的を達成する可能性が高いと考えられる。それゆえ、軍隊の指揮官としては、主観的基準よりも有効と考えられる「合理的な指揮官」基準の方を軍隊において用いることになるのではないかと考えられる。さらに、以上の検討を踏まえると、軍隊の指揮官にメリットを与える「合理的な指揮官」基準が慣習国際法上の比例原則の解釈として今後形成されていく可能性が高いのではないかとと思われる。

5. 結 論

本稿では、比例原則の評価基準の解釈として主張されている「合理的な指揮官」基準が、行為規範として軍隊の指揮官に用いることができるのかという問題認識の下に分析を実施してきた。第3節では各国のマニュアルなどを分析し、米国、デンマーク、イスラエルがこの基準を採用しており、「合理的な指揮官」基準を指揮官の行為規範として用いることができるのではないかと小括を導いた。そして第4節では、主観的基準と「合理的な指揮官」基準を定量的に比較し、イスラエルや米国がロシアよりもより少ない文民の犠牲によって軍事作戦の目的を達成しており、「合理的な指揮官」基準が主観的基準よりも軍隊の指揮官の行為規範として用いられる可能性が高いとの小括を得た。「合理的な指揮官」基準は、複数の国の軍隊のマニュアルで既に用いられており、この解釈を軍隊の指揮官が用いるメリットも存在している。

以上における検討を踏まえれば、国際刑事裁判などを通じ裁判規範として発達してきた「合理的な指揮官」基準という慣習国際法上の比例原則の解釈を、軍隊の指揮官の行為規範として用いることができる—国際刑事法における解釈を国際人道法の分野に持ち込むことができる—のではないかと考えられる。さらに、未だ数か国の軍隊のマニュアルでしか明確に採用されておらず、慣習国際法の比例原則の解釈であるとは言えないものの、複数の主要な国がこの解釈に実質的に近い内容を採用しており、また、前節での二つの解釈の比較から、主観的基準よりも「合理的な指揮官」基準こそが今後の慣習国際法上の比例原則の解釈として形成されていく可能性が高いのではないかとと思われる。

ただし、前節におけるロシアの実行の分析に関しては、上記とは別の観点からの批判が予想される。2022年2月からロシアはウクライナと武力紛争を行っているが、ロ

シア軍はその武力紛争の中において故意に文民を殺害しているとの指摘がなされている。調査によれば、ロシア軍はウクライナのブチャにおいて占領した地域の文民に対して、違法な殺害、拷問などの行為を行ったことが明らかにされており⁷⁰、ロシア軍の実行について考える場合、比例原則の適用以外にも文民の犠牲を大きくさせる原因があり得るのではないかとと思われる。本稿の分析においては言及できなかったが、ロシア軍をはじめとした各国において、どの程度所属する戦闘員に対して国際人道法を徹底させているのか、そして、そうした要因がどの程度文民の犠牲の発生に関係しているのか、こうした国際人道法に関する教育状況などの観点からも今後分析を深める必要があるのではないかとと思われる。

- ¹ ICRC, *Handbook on International Rules Governing Military Operations* (ICRC, 2013), pp. 143-145.
- ² *Ibid.*, p. 146.
- ³ *Ibid.*, p. 149-150.
- ⁴ *Ibid.*, p. 147-148.
- ⁵ 黒崎将広、坂元茂樹、西村弓、石垣友明、森肇志、真山全、酒井啓亘『防衛実務国際法』（弘文堂、2021年）371頁-373頁。
- ⁶ Amichai Cohen and David Zlotogorski, *Proportionality in International Humanitarian Law: Consequences, Precautions, and Procedures* (Oxford University Press, 2021), pp. 8-9; ICRC, “Rule 14. Proportionality in Attack,” *International Humanitarian Law Databases*, at <https://ihl-databases.icrc.org/en/customary-ihl/v1/rule14> (as of 28 October 2023).
- ⁷ Cohen and Zlotogorski, *supra* note 6, pp. 101-105.
- ⁸ Geoffrey S. Corn, Ken Watkin and Jamie Williamson, *The Law in War: A Concise Overview-Second Edition* (Routledge, 2023), pp. 253-254.
- ⁹ Isabel Robinson and Ellen Nohle, “Proportionality and Precautions in Attack: The Reverberating Effects of Using Explosive Weapons in Populated Areas,” *International Review of the Red Cross*, Vol. 98 (2016), pp. 119-121.
- ¹⁰ Enzo Cannizzaro, “Proportionality in Law of Armed Conflict,” in Andrew Clapham, Paola Gaeta, Tom Haeck, Alice Priddy (ed.), *The Oxford Handbook of International Law in Armed Conflict* (Oxford University Press, 2014), p. 337-339.
- ¹¹ Cohen and Zlotogorski, *supra* note 6, p. 101.
- ¹² ICRC, *Commentary on the Additional Protocols to the Geneva Conventions of 12 August 1949* (ICRC, 1987), pp. 683-684.
- ¹³ Michael Bothe, *New Rules for Victims of Armed Conflicts: Commentary on the Two 1977 Protocols Additional to the Geneva Conventions of 1949. Second Edition* (Brill, 2013), p. 351.
- ¹⁴ *Ibid.*, p. 352.
- ¹⁵ Ian Henderson and Kate Reece, “Proportionality under International Humanitarian Law: The Reasonable Military Commander Standard and Reverberating Effects,” *Vanderbilt Journal of Transnational Law*, Vol. 51 (2018), pp. 840-841.
- ¹⁶ United Nations, *Final Report to the Prosecutor by the Committee Established to Review the NATO Bombing Campaign against the Federal Republic of Yugoslavia* (United Nations, 2000), p. 19.
- ¹⁷ 黒崎将広「戦場における武力紛争法の支配—軍事的必要性と人道性の比較衡量と軍隊指揮官の事前評価」『法学教室』2月号（2023年）23頁。
- ¹⁸ Human Rights Watch, *Making the Case: The Dangers of Killer Robots and the Need for a Preemptive Ban* (Human Rights Watch, 2016), pp. 6-7.
- ¹⁹ The Program on Humanitarian Policy and Conflict Research at Harvard University, *Black-Letter Rules of the HPCR Manual on International Law Applicable to Air and Missile Warfare* (Cambridge University Press, 2013), p. 33.
- ²⁰ *Prosecutor v. Stanilav Galic (Trial Judgement and Opinion)*, IT-98-29-T, International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia (ICTY), (5 December 2003), paras. 57-58.
- ²¹ Henderson and Reece, *supra* note 15, p. 845.
- ²² 黒崎『前掲書』（注17）23頁。
- ²³ Jeroen van den Boogaard, *Proportionality in International Humanitarian Law: Refocusing the Balance in Practice* (Cambridge University Press, 2023), p. 239.
- ²⁴ 尾高朝尾『法学概論（新版）』（有斐閣、1962年）9頁。
- ²⁵ 同上、267頁。
- ²⁶ 田畑茂二郎『国際法新講（上）』（東信堂、1990年）25頁-26頁。
- ²⁷ 岩沢雄司『国際法〔第2版〕』（東京大学出版、2023年）12頁-13頁。
- ²⁸ 福王守「EUにおける「法の一般原則」の行為規範性（一）—基本権保障問題を契機として—」『駒沢女子大学研究紀要』第23号（2016年）19頁。
- ²⁹ 横濱和弘『国際刑法における上官責任とその国内法化』（慶應義塾大学出版会、2021年）17頁。
- ³⁰ U.S Department of Defence, *Law of War Manual* (U.S. Department of Defence, 2016), pp. 243-244.
- ³¹ *Ibid.*, p. 244.
- ³² U.K. Ministry of Defence, *JSP 383 The Joint Service Manual of the Law of Armed Conflict* (U.K. Ministry of

Defence, 2004), p. 25.

³³ Ibid., p. 84.

³⁴ Ibid., p. 85.

³⁵ France Ministry of Army, *Manuel de Droit des Opérations Militaires* (France Ministry of Army, 2022), p. 117.

³⁶ Ibid., p. 118.

³⁷ Germany Federal Ministry of Defence, *Law of Armed Conflict – Manual* – (Germany Federal Ministry of Defence, 2013), pp. 53-54.

³⁸ Ibid., pp. 56-57.

³⁹ Australia Department of Defence, *Operations Series ADDP 3.14 Targeting* (Australia Department of Defence, 2009), p. 3-3.

⁴⁰ Ibid., p. 3-6.

⁴¹ Canada National Defence, *The Law of Armed Conflict at the Operational and Tactical Levels* (Canada, Office of the Judge Advocate General, 2001), p. 2-2.

⁴² Ibid., p. 4-5.

⁴³ The Norwegian Ministry of Defence, *Manual of the Law of Armed Conflict* (The Norwegian Ministry of Defence, 2013), pp. 16-17.

⁴⁴ Ibid., pp. 38-39.

⁴⁵ Danish Ministry of Defence, *Military Manual on international law relevant to Danish armed forces in international operations* (Danish Ministry of Defence, 2016), pp. 314-315.

⁴⁶ Ibid., p. 322.

⁴⁷ The State of Israel, *The Operation in Gaza: Factual and Legal Aspects* (The State of Israel, 2009), p. 45.

⁴⁸ Ibid., p. 46.

⁴⁹ Ibid., p. 47.

⁵⁰ Alesksei Romanovski(trans), “Manual on International Humanitarian Law for the Armed Forces of the Russian Federation (2002),” *International Law Studies*, Vol. 99 (2022), p. 796.

⁵¹ Ibid., pp. 799-800.

⁵² Larry Lewis and Sarah Holewinski, “Changing of the Guard: Civilian Protection for an Evolving Military,” *PRISM*, Vol. 4 (2013), p. 64.

⁵³ U.S. department of Defense, *Civilian Harm Mitigation and Response Action Plan* (U.S. department of Defense, 2022), p. 1.

⁵⁴ “Russia carries out first air strikes in Syria,” *Aljazeera*, 30 September 2015, at <https://www.aljazeera.com/news/2015/9/30/russia-carries-out-first-air-strikes-in-syria> (as of 28 October 2023).

⁵⁵ Emma Graham-Harrison, “Russian airstrikes in Syria killed 2,000 civilians in six months,” *The Guardian*, 15 March 2016, at <https://www.theguardian.com/world/2016/mar/15/russian-airstrikes-in-syria-killed-2000-civilians-in-six-months> (as of 28 October 2023).

⁵⁶ Amnesty International, ‘*Civilian Objects were Undamaged*’ *Russia’s Statements on Its Attacks in Syria Unmasked* (Amnesty International, 2015), p. 5.

⁵⁷ “An Assessment of Russia’s Rules of Engagement, Strike Policy and Adherence to International Law,” *Reliefweb*, 14 March 2019, at <https://reliefweb.int/report/syrian-arab-republic/assessment-russia-s-rules-engagement-strike-policy-and-adherence> (as of 28 October 2023).

⁵⁸ Nick Grinstead, “Weighing the scales of violence in northwest Syria,” *Middle East Institution*, 16 December 2020, at <https://www.mei.edu/publications/weighing-scales-violence-northwest-syria> (as of 28 October 2023).

⁵⁹ United Nations, “Ukraine: Civilian casualties - 24 February 2022 to 30 June 2023,” *Office of the High Commissioner for Human Rights*, 7 July 2023, at <https://www.ohchr.org/en/news/2023/07/ukraine-civilian-casualties-24-february-2022-30-june-2023> (as of 28 October 2023).

⁶⁰ Jana Tauschinski, Libby Rogers and Kateryna Khinkulova, “War in Ukraine: Can we say how many people have died?,” *BBC*, 1 July 2022, at <https://www.bbc.com/news/world-europe-61987945> (as of 28 October 2023).

⁶¹ Clarie Alspektor, “Patterns of civilian harm from alleged Russian actions in Kharkiv oblast,” *Airwars*, May 2023, at <https://airwars.org/research/patterns-of-civilian-harm-from-alleged-russian-actions-in-kharkiv-oblast/> (as of 28 October 2023).

⁶² “Data on casualties,” *United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs*, at <https://www.ochaopt.org/data/casualties> (as of 28 October 2023).

⁶³ Ministry of Foreign Affairs, *Annex - Palestinian Fatality Figures in the 2014 Gaza Conflict* (Ministry of Foreign Affairs, 2015), p. 11.

⁶⁴ *Airwars*, “*Why did they bomb us?*” *Urban civilian harm in Gaza, Syria and Israel from explosive weapons use* (Airwars, 2021), p. 4.

⁶⁵ United Nations, *Report of the Special Rapporteur on Extrajudicial, Summary or Arbitrary Executions, Philip Alston : addendum* (United Nations, 2010), p. 5.

⁶⁶ Ritika Singh, “A Meta-Study of Drone Strike Casualties,” *Lawfare*, 22 July 2013, at <https://www.lawfareblog.com/meta-study-drone-strike-casualties> (as of 28 October 2023).

⁶⁷ Mathew George, Siemon T. Wezeman and Pieter D. Wezeman, “International arms transfers,” *Stockholm International Peace Research Institute*, at <https://www.sipri.org/research/armament-and-disarmament/arms-and-military-expenditure/international-arms-transfers> (as of 28 October 2023).

⁶⁸ Elena Teslova and Seda Sevensan, “Russia denies hitting civilian infrastructure in Ukraine,” AA, 25 November 2022, at <https://www.aa.com.tr/en/russia-ukraine-war/russia-denies-hitting-civilian-infrastructure-in-ukraine/2747358> (as of 28 October 2023); “Russia rejects accusations of killing Syrian civilians,” Aljazeera, 23 December 2015, at <https://www.aljazeera.com/news/2015/12/23/russia-rejects-accusations-of-killing-syrian-civilians> (as of 28 October 2023).

⁶⁹ U.S Department of Defence, *supra* note 30, pp. 190-195; Alesksei Romanovski(trans), *supra* note 50, pp. 795-806; ICRC, “Practice relating to Rule 22. Principle of Precautions against the Effects of Attacks,” *International Humanitarian Law Databases*, at <https://ihl-databases.icrc.org/en/customary-ihl/v2/rule22> (as of 28 October 2023).

⁷⁰ Human Rights Watch, “*Ukraine: Russian Forces’ Trail of Death in Bucha: Preserving Evidence Critical for War Crimes Prosecutions*,” 21 April 2022, at <https://www.hrw.org/news/2022/04/21/ukraine-russian-forces-trail-death-bucha> (as of 28 October 2023).